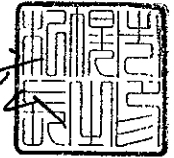


札幌市火災予防規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

令和8年3月 24 日

札幌市長

秋 元 克 本



札幌市規則第 18 号

札幌市火災予防規則の一部を改正する規則

札幌市火災予防規則（昭和48年規則第64号）の一部を次のように改正する。

次の表中改正前の欄に掲げる規定の下線を付した部分及び太線で囲んだ部分（第1号及び第2号において「改正部分」という。）並びに改正後の欄に掲げる規定の下線を付した部分及び太線で囲んだ部分（第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正前	改正後
(届出書等の様式) 第16条 (略)	(届出書等の様式) 第16条 (略)

改正前	改正後
<p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>炉・厨房設備・温風暖房機・ボイラー・給湯湯沸設備・乾燥設備・サウナ設備・ヒートポンプ冷暖房機・火花を生ずる設備・放電加工機設置(変更)届出書</u> (条例第66条第1項第1号から第8号の2まで及び同条第2項) 様式11</p> <p>(5)～(22) (略)</p> <p>様式11</p> <p>(表)</p> <p style="text-align: center;">           炉・厨房設備            温風暖房機・ボイラー            給湯湯沸設備            乾燥設備            サウナ設備            ヒートポンプ冷暖房機            火花を生ずる設備            放電加工機         </p> <p style="text-align: right;">設置(変更)届出書</p> <p>(略)</p>	<p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>炉・厨房設備・温風暖房機・ボイラー・給湯湯沸設備・乾燥設備・簡易サウナ設備・一般サウナ設備・ヒートポンプ冷暖房機・火花を生ずる設備・放電加工機設置(変更)届出書</u> (条例第66条第1項第1号から第8号の2まで及び同条第2項) 様式11</p> <p>(5)～(22) (略)</p> <p>様式11</p> <p>(表)</p> <p style="text-align: center;">           炉・厨房設備            温風暖房機・ボイラー            給湯湯沸設備            乾燥設備            簡易サウナ設備            一般サウナ設備            ヒートポンプ冷暖房機            火花を生ずる設備            放電加工機         </p> <p style="text-align: right;">設置(変更)届出書</p> <p>(略)</p>

附 則

1 この規則は、令和8年3月31日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

2 札幌市火災予防条例の一部を改正する条例（令和8年条例第7号）附則第4項の規定による届出は、改正後の第16条第4号及び様式11の規定の例による届出書を提出して行うものとする。